

法人事業拠点区分貸借対照表

令和 7年 3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
資	増 減	負	増 減
流動資産		流動負債	
現金預金	191,518,670	事業未払金	66,000,331
事業未収金	174,127,276	未返還金	16,693,077
前払金	17,341,394	預り金	33,091,561
固定資産	50,000	職員預り金	146,523
基本財産	658,501,915	賞与引当金	1,604,653
建物	163,278,010	固定負債	14,464,517
建物付属設備	129,346,799	退職給付引当金	190,035,337
定期預金	26,931,211	負債の部合計	190,035,337
その他の固定資産	7,000,000		256,035,668
構築物	495,223,905	純 資 産 の 部	
車輜運搬具	606,542	基金	197,449,083
器具及び備品	977,190	地域福祉振興基金	197,449,083
権利	2,366,973	国庫補助金等特別積立金	17,720,355
ソフトウェア	27,000	国庫補助金等特別積立金	17,720,355
貸付事業等貸付金	264,186	その他の積立金	0
退職手当積立基金預け金	723,000	人件費積立金	151,100,000
退職給付引当資産	26,306,460	地域福祉事業積立金	98,000,000
人件費積立資産	114,356,583	次期繰越活動増減差額	53,100,000
地域福祉事業積立資産	98,000,000	次期繰越活動増減差額	180,545,470
地域福祉振興基金積立資産	53,100,000	(うち当期活動増減差額)	180,545,470
長期前払費用	198,222,051		249,353,749
資産の部合計	850,020,585	純資産の部合計	△63,331,706
		負債及び純資産の部合計	297,234,127
			553,269,795
			296,750,790

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算したものとする。
- ・有価証券は、総平均法に基づく原価法により評価する。
- ・有価証券のうち、満期保有目的以外の債券で、市場価格のあるものについては、前述にかかわらず、会計年度末における時価をもって評価する。
- ・満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合には、償却原価法によらないことができる。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については定額法による減価償却を実施する。
- ・減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1 円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の 10% として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1 円）まで償却するものとする。
- ・ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産は、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産は、リース期間定額法による減価償却を実施する。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上する。

・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

・徴収不能引当金

- ① 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を

徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

- ② 徴収不能金として計上する額は、毎会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額とそれ以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額の合計額による。
- ③ 徴収不能引当金の金額は、これを該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収引当金の金額を注記する。

(4) リース会計

- ・ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、前項の規定にかかわらず、リース料総額から利息相当額の見積額を控除しない方法によることができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料の期末残高が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の法人全体の合計額に占める割合が10%未満である場合とする。
- ・オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

(5) 税効果会計

該当なし

2. 法人で採用する退職給付制度

- ・全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び社会福祉施設職員等退職手当共済事業制度に加入するとともに、独自積立を行っている。退職手当の支給については、当会の規程に基づき行う。

3. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

- ・当会の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人運営拠点財務諸表(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)

(4) 法人事業拠点区分におけるサービス区分の内容

法人運営事業

総合福祉センター運営事業

要介護認定調査事業

総合福祉会館運営事業

三潞総合福祉センター運営事業

田主丸老人福祉センター運営事業

福祉バス運行事業

地域福祉振興基金

退職手当積立基金

貸付事業

福祉会館あおぞら運営事業

4. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	62,981,680	74,291,962	7,926,843	129,346,799
建物付属設備	29,898,519	1,140,079	4,107,387	26,931,211
定期預金	7,000,000	0	0	7,000,000
合 計	99,880,199	75,432,041	12,034,230	163,278,010

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

6. 担保に供している資産

- ・担保に供している資産は以下のとおりである。

該当なし

- ・担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

- ・有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	391,522,400	262,175,601	129,346,799
建物付属設備	99,870,942	72,939,731	26,931,211
構築物	3,911,400	3,304,858	606,542
車両運搬具	66,526,204	65,549,014	977,190
器具備品	33,338,999	30,972,026	2,366,973
合 計	595,169,945	434,941,230	160,228,715

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

地域福祉事業拠点区分貸借対照表

令和 7年 3月31日現在

(単位: 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	当年度末	前年度末	増 減
流動資産	28,799,644	40,658,741	△11,859,097
現金預金	10,210,982	21,894,011	△11,683,029
事業未収金	18,588,662	18,764,730	△176,068
固定資産	4,029,411	5,131,645	△1,102,234
その他の固定資産	4,029,411	5,131,645	△1,102,234
車輦運搬具	2	859,058	△859,056
器具及び備品	3,570,389	3,826,107	△255,718
ソフトウェア	286,000	429,000	△143,000
長期預り金積立資産	155,540	0	155,540
長期前払費用	17,480	17,480	0
資産の部合計	32,829,055	45,790,386	△12,961,331
		純 資 産 の 部	
		次期繰越活動増減差額	19,408,206
		次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)	19,408,206
		純資産の部合計	△6,119,761
		負債及び純資産の部合計	19,408,206
			△7,123,027
			△7,123,027
			△1,003,266
			△7,123,027
			△12,961,331

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算したものとする。
- ・有価証券は、総平均法に基づく原価法により評価する。
- ・有価証券のうち、満期保有目的以外の債券で、市場価格のあるものについては、前述にかかわらず、会計年度末における時価をもって評価する。
- ・満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合には、償却原価法によらないことができる。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については定額法による減価償却を実施する。
- ・減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1 円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の 10% として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1 円）まで償却するものとする。
- ・ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産は、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産は、リース期間定額法による減価償却を実施する。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上する。

・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

・徴収不能引当金

- ① 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。
- ② 徴収不能金として計上する額は、毎会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額とそれ以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額の合計額による。
- ③ 徴収不能引当金の金額は、これを該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収引当金の金額を注記する。

(4) リース会計

- ・ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、前項の規定にかかわらず、リース料総額から利息相当額の見積額を控除しない方法によることができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料の期末残高が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の法人全体の合計額に占める割合が10%未満である場合とする。
- ・オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

(5) 税効果会計

該当なし

2. 法人で採用する退職給付制度

- ・全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び社会福祉施設職員等退職手当共済事業制度に加入するとともに、独自積立を行っている。退職手当の支給については、当会の規程に基づき行う

3. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

- ・当会の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 地域福祉事業拠点財務諸表(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)

(3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）

(4) 地域福祉事業拠点区分におけるサービス区分の内容

地域福祉活動推進事業

法人後見事業

共同募金配分金事業

ふれあいのまちづくり事業

重層的支援体制整備事業

ふれあい福祉相談所事業

ボランティアセンター運営事業

障害者社会参加促進事業

成年後見センター運営事業

福祉人材バンク運営事業

生活福祉資金貸付事業

福祉サービス利用援助事業

生計困難者に対する相談支援事業

人生あんしん事業

4. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

- ・担保に供している資産は以下のとおりである。

該当なし

- ・担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

- ・有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	3,748,590	3,748,588	2
器具備品	9,557,075	5,986,686	3,570,389
合 計	13,305,665	9,735,274	3,570,391

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

介護保険事業拠点区分貸借対照表

令和 7年 3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部	資 産 の 部		負 債 の 部	
	当年度末	前年度末	当年度末	前年度末
流動資産	0	59,117,205	流動負債	5,811,107
現金預金	0	52,677,020	事業未払金	5,811,107
事業未収金	0	6,440,185	負債の部合計	5,811,107
固定資産	0	277,915,068	純 資 産 の 部	
基本財産	0	75,432,041	国庫補助金等特別積立金	40,261,335
建物	0	74,291,962	国庫補助金等特別積立金	40,261,335
建物付属設備	0	1,140,079	その他の積立金	196,509,026
その他の固定資産	0	202,483,027	人件費積立金	11,789,738
車輦運搬具	0	6	介護保険事業積立金	184,719,288
器具及び備品	0	1,136,364	次期繰越活動増減差額	94,450,805
権利	0	4,500	次期繰越活動増減差額	94,450,805
ソフトウェア	0	552,386	(うち当期活動増減差額)	△290,959,831
退職給付引当資産	0	4,211,915		△16,803,139
人件費積立資産	0	11,789,738		
介護保険事業積立資産	0	184,719,288		
長期前払費用	0	68,830		
資産の部合計	0	337,032,273	純資産の部合計	331,221,166
			負債及び純資産の部合計	337,032,273

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算したものとする。
- ・有価証券は、総平均法に基づく原価法により評価する。
- ・有価証券のうち、満期保有目的以外の債券で、市場価格のあるものについては、前述にかかわらず、会計年度末における時価をもって評価する。
- ・満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合には、償却原価法によらないことができる。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については定額法による減価償却を実施する。
- ・減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1 円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の 10% として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1 円）まで償却するものとする。
- ・ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産は、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産は、リース期間定額法による減価償却を実施する。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上する。

・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

・徴収不能引当金

- ① 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を

徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

- ② 徴収不能金として計上する額は、毎会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額とそれ以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額の合計額による。
- ③ 徴収不能引当金の金額は、これを該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収引当金の金額を注記する。

(4) リース会計

- ・ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、前項の規定にかかわらず、リース料総額から利息相当額の見積額を控除しない方法によることができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料の期末残高が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の法人全体の合計額に占める割合が10%未満である場合とする。
- ・オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

(5) 税効果会計

該当なし

2. 法人で採用する退職給付制度

- ・全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び社会福祉施設職員等退職手当共済事業制度に加入するとともに、独自積立を行っている。退職手当の支給については、当会の規程に基づき行う

3. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

- ・当会の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 介護保険事業拠点財務諸表(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)

(4) 介護保険事業拠点区分におけるサービス区分の内容

居宅介護支援事業

訪問介護事業

通所介護事業

介護予防・日常生活支援総合事業

4. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	0	0	0	0
建物付属設備	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

6. 担保に供している資産

- ・担保に供している資産は以下のとおりである。

該当なし

- ・担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

- ・有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	0	0	0
建物付属設備（基本財産）	0	0	0
車両運搬具	0	0	0
器具備品	0	0	0
合 計	0	0	0

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算したものとする。
- ・有価証券は、総平均法に基づく原価法により評価する。
- ・有価証券のうち、満期保有目的以外の債券で、市場価格のあるものについては、前述にかかわらず、会計年度末における時価をもって評価する。
- ・満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合には、償却原価法によらないことができる。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については定額法による減価償却を実施する。
- ・減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1 円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の 10% として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1 円）まで償却するものとする。
- ・ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産は、定額法による減価償却を実施する。
- ・所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産は、リース期間定額法による減価償却を実施する。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上する。

・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

・徴収不能引当金

- ① 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を

徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

- ② 徴収不能金として計上する額は、毎会計年度末において徴収することが不可能と判断される債権の金額とそれ以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額の合計額による。
- ③ 徴収不能引当金の金額は、これを該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収引当金の金額を注記する。

(4) リース会計

- ・ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、前項の規定にかかわらず、リース料総額から利息相当額の見積額を控除しない方法によることができる。
- ・リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料の期末残高が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の法人全体の合計額に占める割合が10%未満である場合とする。
- ・オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

(5) 税効果会計

該当なし

2. 法人で採用する退職給付制度

- ・全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び社会福祉施設職員等退職手当共済事業制度に加入するとともに、独自積立を行っている。退職手当の支給については、当会の規程に基づき行う。

3. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

- ・当会の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 障害者福祉サービス事業拠点財務諸表(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)
- (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)

(4) 障害者福祉サービス事業拠点区分におけるサービス区分の内容
居宅介護事業

4. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。
該当なし

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

6. 担保に供している資産

- ・担保に供している資産は以下のとおりである。
該当なし
- ・担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。
該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

- ・有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
該当なし

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。
該当なし

9. 重要な後発事象

該当なし

10. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし